

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

環境省中央環境審議会水環境部会において、生活環境項目環境基準の**大腸菌群数**を**大腸菌数**への見直しが検討されています。

【大腸菌数の環境基準値(設定案)】

①河川

類型	大腸菌数(設定案) (単位:CFU/100ml)	大腸菌群数(現行) (単位:MPN/100ml)
AA	20以下(※1)	50以下
A	300以下	1000以下
B	1000以下	5000以下

(※)水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下です。

②湖沼

類型	大腸菌数(設定案) (単位:CFU/100ml)	大腸菌群数(現行) (単位:MPN/100ml)
AA	20以下(※1)	50以下
A	300以下(※2)	1000以下

(※1)水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下です。

(※2)水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1000CFU/100ml以下です。

②海域

類型	大腸菌数(設定案) (単位:CFU/100ml)	大腸菌群数(現行) (単位:MPN/100ml)
A	300以下(※)	1000以下

(※)自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下です。

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
下記担当者まで

分析部 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 見直しの背景

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について、現在13項目が定められています。そのうち大腸菌群数は、赤痢菌、コレラ菌、チフス菌等の水系感染症が温血動物のふん便を媒介に感染することから、ふん便汚染の汚濁の指標として用いられてきました。

しかし水環境中において、大腸菌群数が多く検出されていても、大腸菌数が検出されない場合があります。大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられたことから、平成15年5月水道水質基準において「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改正されました。今回はこれらを受けて、見直し検討が始められました。

2. 大腸菌と大腸菌群の違い

大腸菌：人や動物の腸内に存在し、糞便などに直接的または間接的に汚染されていること示します。そのため糞便汚染のないところで検出されることはまれです。

大腸菌群：乳糖を分解してガスを発生させる菌をいいます。大腸菌も大腸菌群に含まれています。しかし、大腸菌群は糞便に無関係で植物、土壌、水などに存在している菌も含まれています。このことから、飲料水や食品など人が口にするものに対して、大腸菌の検査が必須となっている場合が多いです。



大腸菌と大腸菌群との関係(イメージ図)